

児童手当

制度改革について

令和6年10月分(12月支給分)から児童手当の制度が変わります。

1 制度改革の**主なポイント**

①支給期間の**延長**

改正前【現行】	改正後
15歳年度末 (中学校卒業月)まで	18歳 年度末 (高校卒業月)まで

②所得制限の**撤廃**

改正前【現行】	改正後
所得制限あり	所得制限 なし

③第3子以降の手当の**増額**

改正前【現行】	改正後
15,000円/月	30,000 円/月

④支給月の**変更**

改正前【現行】	改正後
年3回支給 6,10,2月 ※各前月までの 4か月分を支給	年 6 回支給 6,8,10,12,2,4 月 ※各前月までの 2 か月分を支給

2 改正後の**支給月額**

	3歳未満	3歳以上～18歳年度末まで
第1子 第2子	15,000円	10,000円
第3子	30,000 円	

- 各種書類について同封されていない場合は、ホームページからダウンロードをし、ご提出ください。

● 申請が必要な方

- 所得上限限度額超過により令和6年6月時点で、児童手当(特例給付)を受給していない方
- 高校生年代の子のみを養育しており、令和6年6月時点で児童手当(特例給付)を受給していない方
- 高校生年代までの子と、大学生相当年齢の子を含め養育している子が合計**3人以上**になる方

(注)申請者が**公務員**の場合は職場での受給となります。

勤務先へお問い合わせください。

(注)申請者は父母のうち**所得の高い方**となります。

- 新たに児童手当の認定請求をする場合
(現在、受給していない方)

- ① 新規認定請求書
- ② 請求者の保険証の写し
- ③ 請求者名義の口座の写し(通帳・キャッシュカードどちらでも可)

- 請求者と児童手当の対象年齢の子の住民票が別な場合

- ① 上記3点(※現在受給中の場合は提出不要)
- ② **別居監護申立書**

- 大学生相当年齢(22歳年度末までの子)を含め、3人以上の子を養育している場合

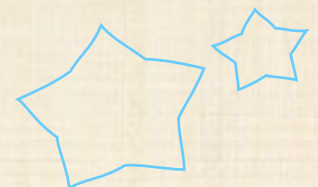
- ① 上記3点(※現在受給中の場合は提出不要)
- ② **監護相当・生計費の負担についての確認書**



● 申請が不要な方

- 現在、児童手当(特例給付)を受給している方で高校生年代の子も養育している方
⇒市で増額の手続きを自動的に行いますので、手続きは不要です。
- 現在、児童手当(特例給付)を受給していて高校生年代の子を含め、養育している子が合計3人以上になる方
⇒市で第3子以降の子について自動的増額の手続きを行いますので、手続きは不要です。
- 現在、児童手当(特例給付)を受給している方で、中学生以下の子のみ養育している方
⇒今回の制度改正に伴うお手続きはありません。

(※養育している子が合計3人以上の場合、第3子以降の子については市で自動的に増額の手続きを行いますので、手続きは不要です。)



第3子加算のカウント方法が見直しになり、**大学生相当年齢(22歳到達後の最初の年度末まで)の子**から数えて**3人以上の子を監護している**方は、児童手当の金額が増額となる場合があります。

これは、児童手当の受給者が大学生(相当年齢)の子の生活費等を**経済的に負担している**場合、適用されます。



生活費を経済的に負担しているとは…

子どもの日常生活の全て又は一部を負担しており、これを欠くと**通常的生活水準を維持できない**場合です。子どもと別居していても、学費や生活費などの一部を仕送りしている場合は対象となります。

(注)進学・就労等の状況は問いませんが、婚姻や就職により**親元から独立し、生計が分かれている**場合は対象となりません。



(例)17歳、16歳、10歳の3人の子を養育している場合
⇒提出の必要はありません。

(例)20歳(県外で一人暮らしをしているが、毎月仕送りをしている)、14歳、7歳の3人の子を養育している場合
⇒「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要です。

- 様式はホームページにあります。書類が同封されていない場合は、ご自身でダウンロードをし、ご提出ください。

Q1 児童手当の請求は、誰がすべきですか？

A 申請時点において、原則として収入の高い方が請求をお願いします。

Q2 児童手当の口座を受給者以外の名義に変更できますか？

A 変更はできません。

Q3 父母と子が別住所にいる場合は、どうすればいいですか？

A 父母の住民票がある自治体にお問い合わせください。

✂ 必要な書類について ✂

- ・新規認定請求書
- ・別居監護申立書
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書

申請に必要な書類はホームページにあります。
書類が同封されていない場合は、ご自身でダウンロードをし、ご提出ください。



記事への辿り着き方

- ①検索エンジン[Yahoo! 又は Google]で「甲州市」と検索
- ②甲州市ホームページを開く
- ③ホームページ内の検索エンジンで「児童手当制度改正について」と検索
- ④「児童手当制度改正について」記事のタイトルをクリック

【問い合わせ先】

甲州市役所 子育て支援課 こども支援担当(1階3番窓口)

☎ (0553)- 32 - 5081

